

令和5年6月熊本県議会定例会

農林水産常任委員会報告資料

① 営農継続に向けた農地の確保対策について

農 林 水 産 部



# 営農継続に向けた農地の確保対策について

## ●周辺農家の営農継続に向けた支援

### 背景

- ・TSMCの熊本への進出表明以降、周辺農地の売買が加速化（主に菊池市、合志市、大津町、菊陽町）
- ・更なる企業進出を見込んだ、農地の貸借契約の解除等が発生している。

### 課題

企業進出により農地が減少しており、営農継続に向けた農地の確保などが課題（特に借地で飼料作を行っている酪農家等）

#### ◎企業進出による農地の減少

- ・企業用地は農地転用によるものが多く、今後も関連企業の進出により更なる農地減少が見込まれる。

#### ◎飼料不足と農地還元できない堆肥の過剰

- ・自給飼料の生産と農地への堆肥の還元はセットであり、今後の経営展開にも影響が大きい。

#### ◎自ら代替農地を見つけるのは困難

- ・農地の貸借の多くは、地縁・血縁間で行なわれており、地域における農地の情報が不足している。

#### ◎市町村を跨いだ農地の情報不足

- ・農地の情報は、市町村単位で保有しており、周辺市町村の情報を共有できる有効な仕組みがない。

→ 県の方針である農業振興と企業進出の両立に向けて、農家の営農継続を支援する必要がある

### 対応方針

昨今の菊池地域への企業立地は、規模が拡大するとともにスピードが加速しており、営農継続に向けて耕作可能な農地の確保と生産支援について、早急に対策を進める。

### 取組みの概要

#### 1. 貸借可能な農地の把握および情報共有の仕組みづくり

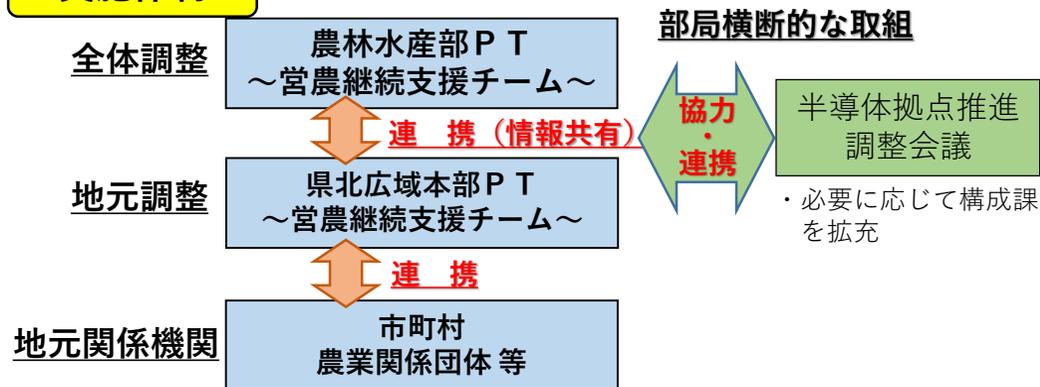
- ・市町村が情報を有する農地毎の状況（荒廃の有無、周辺道路等）を調査し、貸借可能な農地を抽出・整理
- ・貸借可能な農地の出し手と受け手の間を取り持つマッチングの仕組みづくり

#### 2. 飼料用とうもろこしの収量増加に向けた生産支援

- ・一期作体系から二期作体系へ転換を推進（※）
- ・肥培管理（病害虫や雑草対策）の徹底

（※）菊池地域では、栽培面積の7～8割以上が既に二期作を実施しており、転換可能な面積は限られる

### 実施体制



### 更なる取組みの推進

今後の企業進出の動向を注視し、営農継続の支障となる新たな課題の把握、対応等の検討

令和5年6月熊本県議会定例会

農林水産常任委員会報告資料

**食料・農業・農村基本法改正の動きについて**

農 林 水 産 部



## 1 経緯

- 現行の食料・農業・農村基本法（以下「現行基本法」。）は、平成11年（1999年）に制定され、約20年が経過。
- 国内外の食料生産・供給の不安定化に加え、農業従事者減少などの食料安全保障に関わる大きな情勢変化や課題が顕在化。そこで国は、令和4年9月に現行基本法の検証・見直しを行う基本法検証部会を設置。
- 基本法検証部会では、有識者ヒアリングも含め16回の集中的な議論を行い、施策の検証や今後20年程度を見据えた課題を整理。令和5年5月29日に中間取りまとめとして、見直すべき基本理念や基本的な施策の方向性を公表。

## 2 基本理念（案）

### (1) 国民一人一人の食料安全保障の確立

国民の視点に立って、食料安全保障を、不測時に限らず「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態」と定義し、平時から食料安全保障の達成を図る。

#### ①食料の安定供給のための総合的な取組

国内農業生産の増大を基本としつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も一層重視

#### ②全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善

買い物困難者等の解消に向けて地域の食品製造、流通、小売事業者による供給体制の整備、経済的理由により十分な食料を入手できない者を支えるフードバンク等の活動への支援等

#### ③海外市場も視野に入れた産業への転換

農業・食品産業の食料供給機能の維持強化を図るために海外市場も視野に入れた産業に転換

#### ④適正な価格形成に向けた仕組みの構築

消費者や実需者のニーズに応じて生産された農産物について、市場における適正な価格形成を実現し、生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者等からなる持続可能な食料システムを構築

〈参考〉現行基本法の基本理念

- (1) 食料の安定供給の確保
- (2) 多面的機能の発揮
- (3) 農業の持続的な発展
- (4) 農村の振興

### (2) 環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換

食料供給以外の、正の多面的機能の適切かつ十分な発揮を図るとともに、農業生産活動に伴う環境負荷等のマイナスの影響を最小限化する観点から、気候変動や海外の環境等の規制に対応しつつ、食料を安定的に供給できるよう、環境負荷や人権等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換を目指す。

### (3) 食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保

離農する経営の農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことが想定されることを踏まえ、農地バンクの活用や基盤整備の推進による農地の集積・集約化に加え、これらの農業経営の経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入を通じた生産性の向上を実現する。

### (4) 農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保

都市から農村への移住、関係人口の増加により、地域のコミュニティ機能を集約的に維持する。また、人口の減少により集落機能の低下が懸念される地域においても農業生産活動が維持されるよう、用排水路等の生産基盤の適切な維持管理を図る。

## 3 今後のスケジュール

令和5年7月～ 基本法の検証・見直しに関する意見・要望の募集、地方意見交換会

令和6年1月 通常国会において改正案が提出される予定

（参考）令和6年4月以降 熊本県食料・農業・農村基本計画（R6～R9）策定予定 （令和5年度中に現計画の成果を検証）